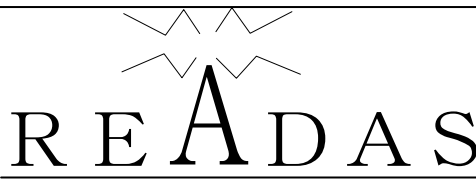


| | | |
|----------------|--|--|
| 第 5493 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 6月21日 火曜日 |
|----------------|--|--|

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ お買物券、クーポン券等と消費税

Q：当店では、自店のみで使えるお買物券やメーカーが発行するクーポン券などを取り扱っています。お買物券は商品の価格からその金額を差し引いて代金をいただきますが、クーポン券は値引きした金額をメーカーから後でもらいます。このお買物券やクーポン券は消費税ではどのように取り扱われますか？

A：次のように取り扱われます。

【解説】

【お買物券】

お買物券を利用して顧客が買物をした場合に、お買物券の券面額を差し引いて代金をもらう場合は、実際に顧客から受け取る金額（値引き後の金額）がその商品等の譲渡の対価の額となります。また、顧客の購買データをポイント化し、お買物券等を交付する行為は、無償の取引であり資産の譲渡等には該当しません。

【メーカーからのクーポン券】

クーポンを持参した顧客に対する商品の販売は、店頭価格（消費税を含んだ金額）からクーポンに記載された金額を差し引いた金額で行われますが、実質はクーポンと引換えにメーカーが行うキャッシュバック相当額を小売店が立て替えているのと同様であり、あたかも商品代金の値引き販売のように見えるだけにすぎません。したがって、商品の店頭価格を対価とする資産の譲渡に該当します。

